

市第34号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

平成30年9月11日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市金沢公会堂	西区北幸二丁目 9番14号	相鉄企業株式会社 代表取締役社長 佐 武 宏	横浜市金沢区総合庁舎整備事業により整備する横浜市金沢公会堂の会議室及び講堂の供用開始の日から平成36年3月31日まで

提 案 理 由

横浜市金沢公会堂の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）